

3 文庁第 6 0 5 号
令和 3 年 6 月 1 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文 化 庁 次 長
矢 野 和 彦
(公印省略)

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止
に向けた取組について (通知)

日本テレビ放送網株式会社が令和 3 年 3 月 1 2 日に放送した放送番組内において、アイヌの人々に対する不適切な差別的表現が使用される事案がありました。

令和元年 5 月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成 3 1 年法律第 1 6 号) 第 4 条では「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されております。

政府としては、本事案を踏まえ、別紙に示すとおり、内閣官房を中心に総務省、法務省、国土交通省、文化庁が参加した再発防止検討会において、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、今後この取組を着実に実施して行くこととしております。

つきましては、政府としての取組を御理解の上、関連する施策の充実、教職員向けの研修の実施等に取り組んでいただくよう周知方よろしくお願いいたします。

併せて、域内の市区町村教育委員会に対しても、お知らせいただくようお願い申し上げます。

なお、本件については、別途内閣官房アイヌ総合政策室長より各都道府県知事宛て文書 (令和 3 年 6 月 1 4 日付け閣副第 9 1 2 号、別添参照) を発出しております。

(本件担当)
企画調整課 内村、小笠原
電話 : 03-5253-4785